

第7期第2回 全体会記録

		記録（書記）	吉田
部会名	全体会	回数	2
日時	2020年11月18日（水）	13時30分	～ 15時32分
会場	中野区役所7階 第10会議室		
参加者 （21人）	<p>出席：中村委員、秋元委員、上西委員、宮澤委員、大村委員、高橋委員 増淵委員、遠藤委員、長沼委員、鈴木（久）委員、石松委員、村上委員、 米内山委員、近藤委員、鈴木（裕）委員、志村委員、関口委員、 安西委員、松田委員</p> <p>欠席：大坂委員、小高委員、石田委員、小川委員、市野委員</p> <p>事務局：菅野課長、石濱課長、関村係長、斎藤係長</p>		
配付資料	<p>資料1-1 中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）</p> <p>資料1-2 中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案） 【概要版】</p> <p>資料1-3 第9期中野区健康福祉審議会答申（抜粋）</p> <p>資料1-4 障害福祉計画等に対する中野区障害者自立支援協議会の意見について</p> <p>資料2 相談支援機関会議資料</p> <p>資料3 相談支援部会資料</p> <p>資料4 就労支援部会資料</p> <p>資料5 施設系事業者連絡会資料</p>		
検討内容			
<p>【事務局よりお知らせ】</p> <p>11月6日付の人事異動により、障害福祉課長が河村から菅野に代わりました。</p> <p>【菅野課長挨拶】</p> <p>皆様こんにちは。11月6日付で障害福祉課長に着任しました菅野です。どうぞよろしくお願い致します。約1年半前になりますが障害福祉課長としてその節は大変お世話になりました。ありがとうございます。この度の人事異動により、前任の河村課長の後をしっかりと引き継いで心新たな気持ちで取り組んでまいります。この自立支援協議会も新型コロナウイルスの影響で開催回数が少なくなるというお話もうかがっています。回数が少ない中ではありますが皆様のご意見をしっかりと受け止めて、お聞きしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>【委員の退任及び就任の報告】</p> <p>（菅野課長）</p> <p>この度、中野区重症心身障害児（者）を守る会の石松委員から、一身上の都合により退任の申し出がありこれを受けて、新たに同会からの推薦に基づき山下様を委員としてお迎えすることとした。</p> <p>（山下委員）</p> <p>中野区重症心身障害児（者）を守る会の山下です。よろしくお願い致します。</p>			

○第2回協議会

【議題（1）区からの報告事項】

〈①「中野区障害者計画・第6期中野区障害福祉計画・第2期中野区障害児福祉計画」（素案）について〉

（中村会長）

あらためまして、皆さんお忙しいなか、またこのコロナ禍のなか自立支援協議会全大会にご出席いただきましてありがとうございます。コロナ禍の影響では障害当事者の方、ご家族の皆様にも相当、深刻な影響が出ていると思う。また、支援をしている事業者団体等についても経営や運営に相当大きな影響を与えていると察している。国際的にも、感染が拡大しているが障害者権利条約が批准されてから、今年の3月に権利委員会による審査が予定されていたが、それが夏に延期になり、それも延期になって来年3月に実施されるのではないかと、それも難しい状況であれば8月に延期されるのではないかと、こちらもかなり大きな影響を受けている。権利委員会の委員がいろいろな国から参加され集まることのできない状況なので、日本の障害者施策の評価が1年遅れているということで、後々、影響が出るのではないかと考えている。

また、来年の4月からは障害者福祉事業の報酬改定が予定されている。詳細は明らかになっていないが、これまで加算、減算という形で実績を評価する仕組みに変わってきたが、ますます、それが強化されるのではないかと、懸念をしている。

障害のある当事者の方たちに直接影響を及ぼす施策なので、我々も注視しながら見守りたいと思っている。

（菅野課長）

まず、計画の位置づけについて説明する。平成29年3月に策定した「中野区健康福祉総合推進計画2018」については、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」、健康増進法に基づく「健康増進計画」、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、障害者基本法に基づく「障害者計画」の4つを統合した計画で、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」、障害者総合支援法に基づく「障害者福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」とともに、健康福祉の領域における個別計画として位置付けている。

なお、計画の改定にあたり「介護保険事業計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は法定により令和3年3月に策定を予定している。

一方、上位計画となる中野区の基本計画は令和3年8月に策定される予定で、福祉計画などは令和3年8月に策定される予定となる。

また、平成29年6月の社会福祉法の改正により、「地域福祉計画」が地域の福祉について共通して取り組むべき事項と定めた保健福祉分野の上位計画として位置付けられたことから、「地域福祉計画」は上位計画として策定し、「障害者計画」は「中野区障害者計画」として「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」と一体的に策定することとした。

資料1-1「中野区障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画（素案）」

まず、1ページの「障害者計画」については障害者基本法第11条に基づいて策定する。「第6期障害福祉計画」については障害者総合支援法第88条に基づき策定する。

2ページの計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間となる。

次に、8ページの障害者計画の概要の理念は

- ①人間性の尊重と権利の保障
- ②個人の意思と自己決定の尊重
- ③自立生活の推進
- ④区民参加、区と区民の協働による地域保健福祉の推進

の4点となる。

次の計画の基本目標は、障害の特性に応じた多様なニーズに対応できるサービスが用意されるとともに、その情報を的確に得られる環境が必要で、中野区では障害福祉に関するニーズを的確に把握し、サービス基盤を充実させ相談支援体制を充実していく。また、障害のある方が自立して生活できるよう一般就労にむけた支援を行っていく。

9ページから障害施策の基本と主な取組みとなる。

【課題1】 障害者の権利擁護

こちらの現状と課題は、

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・障害者に対する虐待防止の推進
- ・成年後見制度の利用促進 となる。

10ページが実現すべき状態は資料をご確認いただきたい。

11ページからは施策で、主に前回の計画から新たに追加した計画について説明する。

〈施策1〉 障害を理由とする差別の解消の推進

主な取組としては

- ・合理的配慮の提供の推進

こちらは、ヘルプマークやヘルプカードを活用し合理的配慮の提供について区内事業者への理解促進を図る。

〈施策2〉 障害者に対する虐待防止の推進

主な取り組みとして、障害者虐待防止の強化、緊急一時保護先の確保、障害者虐待防止についての理解促進となる。

〈施策3〉 成年後見制度の利用促進

こちらは、成年後見制度の啓発と利用促進、成年後見制度にかかる体制の整備として、今後、策定する「(仮称)中野区成年後見制度利用促進計画」と整合性を図りつつ、必要な体制の整備に努める。

【課題2】 地域生活の継続の支援

こちらの現状と課題については14ページの資料をご確認いただきたい。

16ページでは

〈施策1〉 地域における生活の維持及び継続の支援の主な取組みとして5点あり、

- ①「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築」
- ②「相談支援における自己決定の尊重と意思決定の支援」は、新規項目として加えた項目となる。
- ③「相談支援体制の充実・強化」
- ④「障害福祉サービス等の質の向上」
- ⑤「障害特性に応じた多様な意思疎通の促進」は、こちらも新たに加えた項目となる。

18ページ

〈施策2〉多様化するニーズへの対応で、

- ①高齢障害者への支援
- ②医療的ケアが必要な人への支援

こちらは、現在の計画である重症心身障害児者への支援を拡充した。

19ページ

- ④「難病患者への障害福祉サービスの周知」
- ⑤「福祉人材の確保育成」

は新規に追加した項目となる。

20ページからは「地域生活を支えるサービスの確保」の、
主な取り組みとして「自立支援協議会の活性化」含む7つの取組を掲げている。

【課題3】24ページの実現すべき状態は資料をご確認いただきたい。

25ページの

〈施策1〉「入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行」では、
主な取り組みとして4点あり、

- ①「入所施設からの地域移行の促進」
- ②「長期入院者の地域移行・地域生活を支える相談支援体制の充実」
- ③「精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築」として、令和元年11月に設置された保健医療、福祉関係者による協議の場を活用し課題の検討、情報共有をすすめる。
- ④「地域生活の体験機会の提供」

〈施策2〉「地域生活を支える社会資源の整備」では、

- ①「グループホームの整備の促進」
- ②「地域生活支援拠点の整備」の2点となる。

こちらは、江古田三丁目の区有地を活用し、多機能型拠点整備を進めるとともに各すこやか福祉センター等の社会資源が連携する面的整備型とを融合した複合型の構築を目指す。

【課題4】障害者の就労の支援

〈施策1〉就労機会の拡大では

- ①「身近な地域での雇用の場の確保」

②「職場における障害への理解の促進」

〈施策2〉一般就労への支援では

- ①特別支援学校、障害者就労支援事業所との連携強化
- ②体験実習を通じた就労支援の充実
- ③就労定着に向けた関係各機関の連携強化
- ④障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援

〈施策3〉就労継続支援事業所における工賃の向上では、

- ①民間企業からの安定的な受注確保に向けた支援
- ②区役所業務の発注促進
- ③就労継続支援事業所の自主生産品の販路拡大に向けた支援を掲げている。
- ③では区内事業所の自主生産品の紹介するパンフレットの作成、区内の伝統工芸の職人の方々との協働をコーディネートする仕組みづくり等、働く意欲を一層高めるような工夫も検討する。

○第6期障害福祉計画について（45ページから）

計画期間は令和3年度から5年度となる。

計画策定の基本理念は

- ①障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②一元的な障害福祉サービス等の提供
- ③入所等からの地域生活への移行、就労支援、地域生活の継続の支援に対応するサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組

の4点となる。

成果目標とサービスの必要な量の見込み資料をご確認いただきたい。

前回の計画では精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築として、保健医療、福祉関係者による交流の場の設置を目的としていたが、国の指針が変更されたことに伴い変更した。

ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

前回の計画では、地域生活支援拠点の整備数だったが、国の指針が変更されたことに伴い、必要整備数に加えて運営状況の検証および検討を行う。また、中野区では令和元年4月に精神障害のある方に対応した地域生活支援拠点を設置した。

53ページ

一般就労への移行等

前回の計画では、福祉的就労から一般就労への移行の促進としたが、国の指針の変更に伴い、就労移行支援及び就労継続支援A型B型から一般就労に移行する障害者数の目標を定めている。

平成30年度から開始した就労定着支援事業の利用者数、定着率を設定している。

56ページ

(3) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針に基づき新たに設置した項目で、総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取組回数について目標値を設定する。

57ページ

(4) 障害福祉サービスの向上のための取組

こちらも新たに設定した項目で、障害福祉サービスの向上のため、事業所等の職員の各種研修への参加人数と、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無等について目標値を設定する。

58ページ以降は事業量および必要量の見込みについて記載しているので、目を通していただきたい。

〈第2期障害児福祉計画について〉

(石濱課長)

資料3-1の概要版で説明する。

障害児福祉計画の位置づけは児童福祉法、中野区では子ども子育て支援法に基づく子ども子育て支援計画、教育基本法に基づく中野区～ビジョンとの整合性をとり策定していく。

今回は第2期ということで、第1期との変更点を中心に説明する。

計画の理念として、

- ①早い段階からの気づきのための相談体制の充実
- ②ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の拡充
- ③保護者や家族への支援
- ④障害児通所支援や障害児相談支援の質の向上と体制整備
- ⑤重症心身障害児及び医療的ケア児への支援
- ⑥地域社会への参加や抱擁の推進

の6点としている。

第1期との違いは、保護者や家族への支援が加わり、医療的ケア児への支援を重症心身障害児のおよび医療的ケア児への支援として加えている。

概要版の5ページの障害や発達に課題のある子どもへの支援は、計画そのものが国の指針に基づいた法定計画ということで盛り込む事項についても定められているが、さらに取組みをすすめていくということで素案の文言整理をしている。

今回の主な取組みを、ライフステージに応じた切れ目のない支援としている。第1期計画では切れ目のない一括した支援ということで、さらに継続的ということライフステージという文言を加えている。第1期では、移行支援として未就学から就学、就学から修了の流れの仕組みを作っていくことだったが、第2期においてはその仕組みがある程度出来上がったので、連携会議等を有益なものにして内容

の充実を図るということで加えている。

重層的な支援体制の構築については、重層的な地域支援体制の構築として地域という言葉を加えている。

次に医療的ケア児については、重症心身障害児という文言を加えている。

地域生活における支援の充実については、第1期では、地域共生社会の実現に向けてという部分を地域社会への参加や抱擁の促進ということで、できるだけ1期計画を踏まえて第2期計画では文言の整理をしてより具体的にしている。

7ページの成果目標（素案94ページ）は、こちらは第2期ではより具体的に重層的な地域支援体制構築のための児童発達支援センター機能のすこやか福祉センター並びに区立療育センターにおける整備、及び保育所等訪問支援の充実ということに置き換えている。

また、関係機関が連携を図るための協議の場の設置というものも重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携に基づいた、コーディネーターの配置という文言に置き換えより具体的に推進していく方向で加筆している。

概要版には記載はないが、成果指標についても3つ成果指標があり、そのうち、医療費助成の受給者アンケートからとっていた、発達の支援が必要な児童が適切な相談支援が受けられたとしていたが、そちらを障害者通所サービスガイドラインによる利用者アンケートからとり、日ごろから子どもの発達の状況や課題について理解できていると考える保護者の割合を成果指標として置き換えている。

サービスの見込み量については、基本的には人口推計と実績を勘案して算出している。発達の支援が必要な児童の発生率が6.5%ということで、重症心身障害児や医療的ケア児の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について追記している。

（中村会長）

障害者基本法に基づく障害者計画を基本的な計画として組み立てる。第6期の障害福祉計画に関しては、総合支援法に基づく数値目標を示して具体的な取り組みを計画する。同じく第2期の障害児福祉計画については児童福祉法に基づく数値目標を示し具体的な計画をたてていくという計画になる。障害福祉計画に関しては第6期なので、すでに最初に計画を作ってから15年経っており多くの計画が作られてきた。

私の思いとして、計画そのものは区の担当の方も自立支援協議会の方も、専門職の方や当事者の方も含めて相当細かく、こうあるべきということを計画に盛り込み作られている。やはり、区民をはじめ地域で暮らしている人たちがこのことを理解して受け止め、協賛し、一緒に取り組んでもらうことが、この計画を達成するための一番大きなキモだと思う。

我々が、どれだけ力を発揮できるかわからないが、障害のある人たちの暮らしぶりを向上させるということを基本理念に置いて、いろいろな場面で苦労していることや頑張っていることなどを紹介し周知していくことが一番大事だと思う。実現できるように皆さんで力を合わせて頑張っていきたいと思いで、よろしくお願ひしたい。

〈委員から質問〉

(山下委員)

障害児福祉計画のなかで医療的ケア児の専門会議を検討中とのことだが、どちらの部署が担当して取り組むことになるのか。

(中野区)

現在、中野区には担当部署等はない。現在は、コロナウイルスに対応する必要があるため、関係機関や各部署から情報収集し名簿作成をした。今後、進めていく必要があるので計画に盛り込んでいる。

〈委員から意見〉

(大村委員)

計画が実現するようにしっかりと行動し実施してほしい。

(関口委員)

精神障害の当事者だけではなく、家族も問題をかかえている場合もあるのでそこも含めたサポートを考えてほしい。

〈②中野区障害者差別解消審議会委員の委嘱について〉

(中村会長)

前回の障害者自立支援協議会全体会で、中野区障害者差別解消審議会委員に高橋委員を推薦した件について報告

(菅野課長)

本年9月1日付で区長から高橋委員に中野区障害者差別解消審議会委員を委嘱した。

【議題(2) 相談支援機関会議報告】

(事務局 齋藤係長)

7月→相談支援専門員の現任研修があるが今年度はコロナウイルスの影響により東京都では実施しない旨の通知があった。なお、初任者の研修は行われている。

主任相談支援専門員については現在、研修の申し込みを受け付けているので、周知をお願いしたい。

コロナウイルスの影響で鬱になる方が多いようで、手帳の発行数が多くなり手帳の緑色のカバーが不足したことがあった。

8月→居宅介護における入浴について議論した。中野区では居宅介護でホームヘルプサービスを使うときに入浴の介護を受けたいという方に関しては、上限ではないが週3回という目安がある。他区の状況を確認したところおおむね週2~3回が多く、一つの目安になる。

褥瘡がある方や、発汗量が多い方など特別な状況にある方などに対しては週4回~毎日といった支給決定をされている場合もある。

また、訪問入浴に関しては業者に委託して行っているが、こちらは週に1回までとなっており居宅介護のホームヘルプと併用することはできないため清拭をしていただくことになるので、その回数につい

て議論した。

10月→コロナウイルスの影響で精神科病棟が閉鎖され地域移行が停滞をしている件について議論した。中野区でも拠点を作って地域移行を進めているところなので、その活動については改めて報告する。

最近、精神障害の方が介護保険に移行する方が増えてきているが、介護度が要支援の判定になると、それまで障害で週2～3回使っていたサービスが、介護保険では回数や時間が減ってしまい、十分にサービスを受けることができなくなるため、介護保険への移行を案内しているが、今後は、より具体的にきめ細かい支援が必要になる。

コロナウイルスの影響で介護者が発熱をして、障害を持った方が介護を受けることができなくなった場合について議論した。東京都の在宅要介護者受入れ支援対策事業が創設された関係で、中野区でも補助金を活用し受入れに対して支援体制の整備を進めているとの報告を受けた。

〈委員から意見〉

(宮澤委員)

都の在宅要介護者受入れ支援対策事業について、補助金が創設されたこともあり各区でも施設や人員の確保など取り組んでいる最中で、特に人員の確保に苦労していると聞いている。中野区でも早めに整備を進めてほしい。

(中野区)

人材不足もあるかもしれないが、時期としては12月の第4回定例会で提案を予定しているのでその後の実施となる。現在、速やかに実施できるよう検討している。

(中村会長)

障害者の方で、特別定額給付金の未申請の方が1,000人ほどいるとの記載があるが、給付金申請についてフォローはどのようになったのか。

(中野区)

視覚障害者の方で未申請の方には区から個別に声掛けをして対応した。それ以外の方には再度、通知を差し上げて対応した。

【議題(3) 相談支援部会報告】

(松田部会長)

今年度、相談支援部会は9月、11月、1月、3月に協議会を開催した。その間の月は事例検討会を予定しており第1回目を10月に実施した。

事例検討会は、今までこちらに参加していないような民間の相談支援事業所に対して事例検討の場を提供することを目的としている。

相談員の資質の向上を図る機会を設けることや、相談員同士の交流や、事例検討の中から、私たちがいつも考えている地域課題がピックアップできれば、それをピックアップして相談支援部会につなげていこうと考えて取り組んでいる。

第1回は障害児をテーマにして検討会を行った。医療的ケア児の支援についてということで、一つめ

が、医療ケアのある児童の就学先の現状について、二つめが、動ける医療的ケア児の教育の場や必要な支援について取り上げた。

動ける医療的ケア児については、制度のはざまに入っており現状では適切なサービスがないということが課題として挙がっていた。課題としてだけでなく、そういう方にどうかかわっているのかということ、発表者に実際にビデオに撮ってもらい、それを見て学ぶ機会や検討する機会とした。

【議題（４）地域生活支援部会】

（志村部会長）

コロナウイルスの影響で開催回数を縮小して開催している。例年、大家さんセミナーを2月に開催しているが、こちらについては次年度に延期することとなった。

先日、11月12日に開催した第2回の部会では事例検討会を実施した。精神障害と知的障害を重複して持っており、精神科の病院に長期入院されている方が、どうしたら中野区に戻って生活できるのか、そのためにはどのようなサービスや手立て、人材などについて検討会を行った。

次回（12月）は中野区の住宅課の方から居宅の取組みと障害のある方に関連する部分について説明いただく予定としている。

【議題（５）就労支援部会（資料４）】

（鈴木部会長）

就労支援部会では部会からの情報発信ということで話し合いを行っており、9月1日からスマイルなかの1階展示スペースで展示を実施し、10月にその振り返りを行い、今後の取組みについて話し合いをした。

展示の目的は単なる事業者の案内ではなく、地域には病気や障害を持った方が利用している事業所があり、そのような事業所でどのような活動や仕事をしており、身近なところに事業所があることを区民の方に知ってもらうこと、関心を持ってもらうことを一つの目的としている。さらに、そこから仕事の受注や地域の一員として参加していくことが進んでいくことを目的としている。

障害者雇用においては、長年、行政をはじめ我々が企業等に対して啓発活動を行ってきた。実際、施策も進み障害者雇用も伸びているが、障害に対する理解は追いついていない部分も多々あるので、第一歩として、まず、区民の皆さんに知ってもらうところから始めた。

展示の効果として、仕事の受注があった事業所が1か所あり、紹介だけではなくポスターも制作し、今後、理解、啓発を進めるために地域の様々な場所での展示を検討しており、12月にスマイルなかのやJR高架下、商店街など引き続き活動をしていきたい。

昨日、部会が行われJR高架下の展示スペースの幅が3メートルほどあり大きいので、他の部会でも発信できるようなものがあれば一緒に行えればという意見があった。

コロナウイルスによる各事業所の影響について確認をした。活動が縮小した事業所が多かった一方、マスク製造など通常よりも忙しくなった事業所もあった。今後、各事業所がこのような状況を持ちこたえられるのかどうかといった深刻な状況も考えられるので、各事業所の自主生産品をまとめたパンフレットなどの制作も必要との意見が挙がっており、区の計画にも盛り込まれていたのととてもありがたい。

障害者雇用の現場でも徐々に解雇が増えている。解雇までは至らないが時短勤務の導入や、リモート勤務の導入により不安になる人と逆に安定している人もいるなど難しい状況となる。

また、昨日の部会で特別支援教育など障害や療育などについて掘り下げて話し合う機会を持つ専門部会や連絡会などが必要ではないかという意見が委員から挙がった。

(近藤副部長)

各事業所ではコロナ禍で大きな影響が発生している。緊急事態宣言後もコロナウイルスの対応で、利用者の勤務時間の縮小や閉鎖、仕事の受注量の減少など、工賃が軒並み下がるような状況となる。

今の、事業所の評価制度から行くと工賃をもとにして評価される。B型の事業所では日々の生活を充実させることも大事な支援になるので必ずしも工賃が上がるわけではない。

今後、工賃のウエイトが大きくなるとそのような対応ができなくなるし、コロナの影響で所外での活動がなくなることを考えるとかなり厳しいことになると思われ、強い危機感を持っている。

(中村会長)

障害理解に対する啓蒙活動をして広めていくことはとても良い取り組みだと思う。企業にとっては障害のある人たちの就労能力をきちんと見る機会ができること、それにチャレンジしている事業所を知ってもらうこともとても良い取り組みだと思うので、引き続きお願いしたい。

制度の問題というのがコロナ禍により改めて露呈したと思う。例えば、日割りの計算というのは、利用者が休むと事業者は報酬を得ることができないため、やむを得ず在宅支援に切り替えても、在宅で仕事を提供することはかなり難しい。在宅支援として電話で利用者の様子を聞くなど問い合わせを基に、報酬の対象にする状況になったが、利用者の工賃を下げたくないという思いから事業者が負担をして工賃を支払っているという実態がでており、この日額という制度も見直しが必要なのではないかと思う。

B型の報酬単価は7段階でランク付けされているが、重たい人たちを支援している事業者はランクが低くなってしまった。そこでは、支援する過程では工賃を支払うより多くの苦勞をしているという実態があるので、別の評価軸も加えてもらいたいと考えており、こちらは、セルフ協を通じて意見を出しているの、何らかの動きがあればと思う。

〈委員から意見〉

(上西委員)

作業所も工賃を含めてかなり大変だったが、グループホームは作業所の活動時間が減ったことによりグループホームの世話人の拘束時間が増えるなど、かなり負担が増えている。

ただ、作業所でも今までより利用者がしっかり手洗いをするなど新たな面に気づくことがあり、支援もあきらめずにやればもっともっと身についていくのを、改めて、確認できた。こういう、大変な時期なのでいいこと探しをしながら日々過ごしている。

我々はクラスターの発生を防ぐことが一番大事なことで、利用者が帰った後の消毒作業もかなり念入りに行い職員にとってかなりの負担になる。

また、地域に住むという意味で、いろいろな意味で警察や消防などとかかわることが多いが、作業所やグループホームなどの意味を理解してもらえず説明に時間を要し困ることが多い。もちろん、現場ではそれぞれ丁寧な対応をしてもらっているが、署の管内に情報が伝わっていないので、どのような施設がありそれがどのような役割なのかということを知ってもらえればと思う。

(大村委員)

地域に根差した福祉でなければ困るということで、そのためには情報発信が必要で、それがなければ地域に根差すことが難しい。

工賃アップを目指しても、もらう仕事が高度な作業になりつつあり対応できる利用者が少なくなる現状があると聞いている。

(松田委員)

先ほどの報告の最後の部分で、療育などを話し合う場を設けてほしいという話があったが、その経緯を伺いたい。

(宮澤委員)

保護者が普通校に入学させるケースがあるが、保護者が子の障害を理解できていない、また、受け入れることができないことがあり、福祉サービスを利用できず支援を受けられない子がいる。

発達障害の場合、制度の狭間に落ちてしまい利用できるサービスがない人や、一般就労したが安定して勤めることができず引きこもりなどになってしまうケースなど、部会で様々な議論をしている中で、新たな受け皿が必要ではないかという話になった。

(長沼委員)

都立学校では高等学校と特別支援学校でコーディネーター連絡会を行っている。ひとつには普通学校にも発達障害の生徒が通っており、障害についてすべての教員に理解してもらうことがはじめの趣旨だった。今は少し進み、横の連携により困ったときに相談しあえる場として、特別支援学校がセンター校となりそこに相談してもらうようになる。実際に、生徒の就職など連携しながら進路の選択肢を広げられるようにフォローしている。

【議題（6）障害者差別解消部会】

(高橋部会長)

今年度は9月30日に1回開催した。

主に前年度の振り返りと今年度の取組みについて議題としたが、ひとつ、今後の取り組みとして、出前講座を実施してはどうかと意見があった。今のところ、委員の所属する各団体でどのような活動をして、どのようなことができるのかといったことを調査している。まずは、理解してもらうことが差別解消への第1歩だと考え、当事者からアプローチしてかたちにしていくことが必要だと考えている。

【議題（7）施設系事業者連絡会】

(村上部会長)

今年の夏ごろに開催を検討したが、コロナウイルスの影響で開催を見送り、各事業所のコロナ対応など状況を確認するための質問などを行った。

その後、10月29日に第1回目の部会を開催し、各事業所の近況報告のほか、メインのテーマとして新型コロナウイルス感染症に関する状況として、各事業所における対応状況や感染症予防策、運営状況の確認、在宅支援の工夫や行事などについて確認をした。

先ほどもあったが、B型事業所の基本報酬の部分や、この先、報酬改定を控えるなかでの影響なども確認している。

感染予防の対応については、各事業所の施設の状況が異なるので事業所によって対応に違いがでている。入所の施設では、東京都の看護協会から看護師さんに来てもらい施設のなかを実際に見ながら対応策について具体的にアドバイスをもらっている事業所もあった。

職員の感染症対策についても、それぞれの事業所ごとに時短勤務や時差出勤、在宅勤務など様々な対応がとられていた。

感染が発生した場合のBCPについては、作成中や見直しが必要な事業所が多い状況だった。

また、事業の継続という点で、在宅支援について意見があり、在宅支援では家族に支援してもらうことは家族の負担が増えることもあり、どの事業所でも手探りの状況となる。

コロナの影響で工賃が下がっているのでも、報酬にもかなり影響が出るが見込まれるので各事業所から意見が強くだされた。

イベント等の状況については各事業所で様々な工夫をして実施しているといったことなど情報共有した。

〈居宅系事業者連絡会〉について

(秋元委員)

今年度、部会はまだ開催していない。例年研修会を実施していたが今年度は開催が難しいので、制度改正等の指導する場面があれば情報交換をしたいと考えている。

【議題(8) その他報告・提案事項等】

(関口委員)

今月初めに社会保障審議会の障害者部会が開かれ、ピアスタッフを雇っている事業所には報酬改定で加算がつく見込みだが、相談系の事業所のみになりそうだ。

医療基本法のZOOMを使ったWEBセミナーが開催される予定なので、興味がある方は、ぜひ、ご覧いただきたい。

(増淵委員)

手元に配布している障害者雇用率の引き上げについてというパンフレットだが、現状の法定雇用率の引き上げに関する経過措置が、来年の3月1日から廃止され予定どおり引き上げが行われる。

コロナ禍のなかで事業環境や雇用環境が厳しい中だが、こちらに則り啓発していきたい。就労支援のマッチングの機会も増やしながら取り組んでいくことを予定しているので、ご協力をお願いしたい。

(中村会長)

この状況のなかで雇用率が引き上げられると大変な事業者もいると思うが、障害者団体でも引き上げに関する意見交換をしており、これをもって雇用率の引き上げには反対しないという意見が示されている。雇用率を引き上げることとコロナ禍との影響はあるが、障害のある人たちの雇用を促進するという視点では計画通り進めるべきだという意見でまとまったようだ。企業には障害のある人たちの就労能力をひきだしてもらい、労働力としてしっかりと雇用してもらいたいと思う。

(中野区から連絡事項)

12月に行う区の事業2点と、東京都自立支援協議会セミナーについてお知らせする。

- ①12/10 中野区障害者・高齢者虐待防止講演会の開催のお知らせ
- ②12/19 中野区障害者差別解消講演会の開催のお知らせ
- ③12/14 東京都自立支援協議会セミナー（申込期間が11/25まで延長された）

(中村会長)

以上予定していた議題はすべて終了です。ありがとうございました。

備 考

次回日程：令和3年3月17日（水）13：30～
場 所：中野区役所7階 第10会議室